

誓 約 書（その２）

令和８年度百里基地航空祭における臨時売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令と共に次に掲げる事項を完全に遵守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、出店を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- １ 代表者は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
- ２ 出店に際して認められた目的以外の行為は一切行わず、名義貸しもしません。
- ３ 刺青のある者は基地立入申請をしません。
- ４ 出店の意志がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には速やかに官側に連絡し指示を受けます。
- ５ 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- ６ 食品を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法その他の食品関係法令の定めるところにより衛生管理に充分配慮し、茨城県中央保健所及び百里基地業務隊の指導に従い、食中毒等の未然防止に努めます。
- ７ 販売品目及び販売価格は官側が容認する範囲のものとし、危険、有害な商品及び官側が不適と判断するものについては販売しません。
- ８ 出店に際し、官側の施設、物品等を滅失、破損又は汚損等した場合は、直ちに報告するとともに、これを原状に回復し、又は滅失等を賠償します。
- ９ 出店及びこれに関して発生した費用等はすべてこれを負担します。
航空祭が中止又は内容が変更等された場合、官側の指示に従わなかったことにより出店を中止しなければならなくなった場合等の理由により、出店の取り止め、販売品目の全部又は一部が販売中止となった場合も同様とし、これらのことによって発生した費用及び損害等、いかなる理由においても一切官側に賠償請求いたしません。
- １０ テント及びキッチンカー転倒、食中毒、火災事故等、自らの責により発生した事故等による損害は自らにより損害賠償を行います。
- １１ その他出店に関して官側が指示する事項には全て従うほか、疑義を生じた場合は、その都度官側と協議し指示を受けます。

航空自衛隊百里基地司令 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印